

宇都宮市景観整備機構を以下のとおり位置付けます。

(1) 一般社団法人 栃木県建築士会

1) 指定年月日

平成24年8月24日

2) 指定番号

1

3) 業務の内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと
(景観法第93条第1号関係)
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと
(景観法第93条第6号関係)
- ・上記のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと
(景観法第93条第7号関係)

(2) 特定非営利活動法人 大谷石研究会

1) 指定年月日

平成24年8月24日

2) 指定番号

2

3) 業務の内容

- ・良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報提供、相談その他の援助を行うこと
(景観法第93条第1号関係)
- ・良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと
(景観法第93条第6号関係)
- ・上記のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと
(景観法第93条第7号関係)

<参考> 景観法（第92条，第93条関係）

（指定）

第九十二条 景観行政団体の長は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、景観整備機構（以下「機構」という。）として指定することができる。

2 景観行政団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。

4 景観行政団体の長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（機構の業務）

第九十三条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
- 三 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第五十五条第二項第一号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
- 六 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。